# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の一部改正について

19生産第9423号 平成20年3月31日 農林水産事務次官依命通知 改正 平成21年3月31日 平成21年5月29日 平成22年4月1日 平成23年4月1日 平成24年4月6日 平成25年5月16日 平成26年2月6日 平成26年4月1日 平成27年4月9日

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、別紙のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

### 第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために一部改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金(以下「本交付金」という。)において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

#### 第2目的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策(以下「本対策」という。) は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

#### 第3 事業の実施方針等

# 1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

# 2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、 事業実施主体、採択要件及び交付率は別表1、別表2、別表3及び別表4に掲 げるとおりとする。

# (1) 鳥獸被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が行う捕獲等による有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業(別表1の事業内容欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)として、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

# (2) 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

都道府県が主導して行う広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・ 普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

# (3) 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ)等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

# (4) 鳥獸被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

# 3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

# 4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が 適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、 整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて 費用対効果分析を行うものとする。

#### 第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

# 第5 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業:別記2
- 3 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獸被害対策基盤支援事業:別記4

別表1 (第3関係) 鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対		農村振興局長が		
応型		別に定める協議会		定額、1/2以内(た
/心主	①推進体制の整備	等とする。	11 E 1M1/C / C C 6	だし、被害防止活動
2 広域連携型		40,00	   1 被害防止計画が作	推進における上限単
2 冯戏至16至	③被害防除			価及び限度額、実施
	<ul><li>④生息環境管理</li></ul>			隊特定活動における上
	⑤サル複合対策			限単価、ICT等新技
	⑥他地域人材活用		と。	術実証における限度額
	(2) 実施隊特定活動			並びに農業者団体等民
	①大規模緩衝帯整備			間団体被害防止活動に
	②誘導捕獲柵わな導入			おける限度額につい
	(3) I C T 等新技術実			ては、農村振興局長
	証			が別に定めるところ
	(4) 農業者団体等民間		ること。	による。)
	団体被害防止活動		3 整備事業を実施す	10 6 00)
	四件队日初亚旧新		る場合は、受益戸数	9 整備重業
	2 整備事業		が3戸以上であるこ	
	(1) 鳥獣被害防止施設		ا کی ا کی	上記に関わらず、沖
	(2) 処理加工施設			縄県にあっては2/3
	(3) 捕獲技術高度化施			以内、次の(1)から
	設			(5) までの要件のい
	(4)地域提案		·	ずれかに該当する地域
	, , _ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			にあっては、5.5/10以
				内とする。(上記に関
				わらず、鳥獣被害防止
			る場合は、当該施設	施設を農家・地域住民
			の整備によるすべて	等参加型の直営施工に
			の効用によってすべ	より整備する場合であ
			ての費用を償うこと	って、資材費のみ交付
			が見込まれること。	対象経費とするときに
				は、定額補助できるこ
				ととし、鳥獣被害防止
				施設及び処理加工施設
				を整備する場合の上限
				単価については、農村
				振興局長が別に定める
				ところによる。)
				(1) 山村振興法(昭
				和40年法律第64
				号)第7条第1項
				の規定に基づき指
				定された振興山村
				(2)過疎地域自立促
				進特別措置法(平
				成12年法律第15
				号)第2条第2項
				の規定に基づき公
				示された過疎地域
				(同法第33条第1
				項又は第2項の規
				定により過疎地域
				と見なされる区域

1			を含む。)
			(3)離島振興法(昭
			和28年法律第72
			号)第2条第1項
			の規定に基づき指
			定された離島振興
			対策実施地域
			(4) 半島振興法(昭
			和60年法律第63
			号)第2条第1項
			の規定に基づき指
			定された半島振興
			対策実施地域
			(5)特定農山村地域
			における農林業等
			の活性化のための
			基盤整備の促進に
			関する法律(平成
			5年法律第72号)
			第2条第4項の規
			定に基づき公示さ
			れた特定農山村地
			域

別表2(第3関係)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

事業種類	頃	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 広域捕獲	獲活動	1 実施体制の整備	都道府県	事業実施地区が複数	推進事業
(有害捕獲	篗)			の市町村を含むこと。	定額(ただし、限度
		2 広域捕獲活動(有		なお、広域捕獲活動	額及び広域捕獲活動
2 新技術等	実証・	害捕獲)		(有害捕獲) を実施す	(有害捕獲)における
普及活動				る場合は、事業実施地	上限単価については、
		3 新技術実証・普及		区内の全ての市町村等	農村振興局長が別に定
3 人材育成	战活動	活動		において被害防止計画	めるところによる。)
				が作成されていること	
		4 人材育成活動		又は作成されることが	
				確実と見込まれるこ	
				と。	

別表3 (第3関係) 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 被害緊急	対 推進事業	農村振興局長が	被害防止計画及び緊	定額(ただし、上限
応型	有害捕獲	別に定める協議会	急捕獲計画が作成され	単価については、農村
		等とする。	ていること。	振興局長が別に定める
2 広域連携	型			ところによる。)

別表4 (第3関係) 鳥獣被害対策基盤支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 地域リーダー育	1 地域リーダー育成研	民間企業、協同組	次に掲げる全ての要	定額(ただし、
成研修事業	修事業	合、企業組合、特定	件を満たすこと。	限度額について
	被害防止対策を担う人	非営利活動法人、国	1 地域リーダー育成	は、農村振興局
	材(地域リーダー(集落)、	立大学法人、公立大	研修事業	長が別に定める
	地域リーダー (森林)、	学法人、学校法人、	(1) 次に掲げる研修	ものとする。)
	及び鳥獣被害対策コーデ	独立行政法人及び協	会を開催すること。	
	ィネーター)の育成を図	議会(農村振興局長		
	るため、研修カリキュラ	が別に定めるものと		
	ムの作成、研修会の開催	する。)	ー(森林)につい	
	・運営を実施する事業と		ては全国7ヶ所以	
	する。		上の研修会	
			②鳥獣被害対策コー	
			ディネーターにつ	
			いては全国2ヶ所	
			以上での延べ16日	
			以上の研修会	
			(2)農村振興局長が	
			別に定める要件及	
			び基準を満たして	
			いること。	
2 対策手法確立調	2 対策手法確立調査・		2 対策手法確立調査	
査・実証事業	実証事業		・実証事業	
	新たな被害防止技術手		(1)捕獲技術等を用	
	法の確立・普及を図るた		いた取組地区等を	
	め、新技術や先端技術等		4ヶ所以上調査・	
	の調査及び効果の検証、		検証すること。	
	被害防止技術に関する全		(2)被害防止技術に	
	国検討会の開催、調査報		関する全国検討会	
	告書の作成・公表等を行		を1ヶ所で開催す	
	う事業とする。		ること。	
			(3)農村振興局長が	
			別に定める要件及	
			び基準を満たして	
			いること。	
3 利活用技術指導	3 利活用技術指導者育		3 利活用技術指導者	
者育成研修事業	成研修事業		育成研修事業	
H 14793-9112 4-21	捕獲した鳥獣の利活用		(1)全国2ヶ所以上	
	を推進する人材の育成を		で研修会を開催す	
	図るため、研修カリキュ		ること。	
	ラムの作成、研修会の開		(2)農村振興局長が	
	催・運営、捕獲個体の処		別に定める要件及	
	理に関する調査を実施す		び基準を満たして	
	る事業とする。		いること。	

# 鳥獸被害防止総合支援事業

# 第1 事業の実施手続

1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害 軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作 成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき1の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を 作成し、1の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ 事業実施計画(以下「広域都道府県域計画」という。)にあっては、地方農政 局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務 局長をいう。以下同じ。)に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実 施計画にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施 主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、 都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、地方農政 局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案及び自らが 事業実施主体となる事業実施計画がある場合には、これらの内容について、農 村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4の協議又は2の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、2、3、4及び5を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に報告するものとする。

また、広域都道府県域計画についても、農村振興局長が別に定める重要な変 更に該当するときは、2及び5の規定を準用するものとする。

#### 第2 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業 実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部 局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

# 第3 事業の実施期間

本事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

# 第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

### 第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれな いと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定める ところにより、地方農政局長に報告するものとする。

### 第6 事業の評価

#### 1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし広域都道府県域事業実施主体にあっては、地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする(2の(1)に該当する場合を除く。)。

- (2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容 を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施 主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指

導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4)農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

# 2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、広域都道府県域事業実施主体にあっては、地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、 農村振興局長が別に定めるところにより、当該改善計画を地方農政局長に報 告するものとする。
- (3)地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、当該広域都道府県域事業実施主体及び当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

### 第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進に関する施策
- (4) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林整備事業に関する施策
- (7) 森林・林業再生基盤づくり交付金に関する施策
- (8) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (9) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (10) 国土強靭化に関する施策
- (11) 農地情報共有化に関する施策

# 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

# 第1 事業の実施手続

- 1 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県計画を 作成し、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、 都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振 興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、1を準用して手続を行うも のとする。

# 第2 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

### 第3 事業の実施期間

本事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

# 第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

### 第5 事業実施状況の報告等

都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況 について、地方農政局長に報告するものとする。

#### 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

### 第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進に関する施策
- (4) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林・林業再生基盤づくり交付金に関する施策
- (7) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (8) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (9)農地情報共有化に関する施策

# 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

### 第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体を構成する市町村(市町村が事業実施主体である場合を含む。) 又は事業実施主体が所在する市町村(以下第1において「事業実施市町村」という。)は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた法第4条に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- 2 事業実施市町村は、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急捕獲計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。 なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2869号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急捕獲等対策要綱」という。)第5の3により、既に緊急捕獲等計画を都道府県知事に報告している場合は、本要綱による緊急捕獲計画を提出しているものとみなす。
- 3 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県緊急捕獲実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
  - なお、緊急捕獲等対策要綱第5の1により、既に都道府県協議会長から地方 農政局長へ都道府県緊急捕獲等実施計画を提出している場合は、本要綱による 都道府県緊急捕獲実施計画を提出しているものとみなす。
- 4 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画及び2の緊急捕獲計画又は緊急捕獲等対策要綱第5の3により策定している緊急捕獲等計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画(以下「広域都道府県域計画」という。)にあっては、地方農政局長に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 5 都道府県知事は、4により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施 主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、 都道府県計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の提出を行う際に、都道府県計画に自らが事業実施主体 となる事業実施計画がある場合には、その内容について、農村振興局長が別に 定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 7 地方農政局長は、6の協議又は4の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 8 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、4、5、6及び7の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、4及び7の規定を準用して手続を行うものとする。

### 第2 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

# 第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

# 第4 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲実施の確認をした場合に支援対象とすることができる。

ただし、平成27年度においては、平成27年4月1日以降に捕獲が実施されたものを支援対象とすることができる。

# 第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 その内容について検討し、被害防止計画及び緊急捕獲計画に定められた目標の 達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導 を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定める ところにより、地方農政局長に報告するものとする。

### 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

# 第7 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

(1) 6次産業化の推進に関する施策

- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (4) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林・林業再生基盤づくり交付金に関する施策
- (7) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (8) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (9) 農地情報共有化に関する施策

# 鳥獣被害対策基盤支援事業

# 第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を 作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について 準用するものとする。

### 第2 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

# 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

# 第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 農村振興局長が別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

# 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況 を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

#### 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

#### 附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

#### 附則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

#### 附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

#### 附則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

### 附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産 局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。) は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水産 省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみ なし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」と いう。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。